

平成 26 年 6 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社アドバンテッジリスクマネジメント
代表者名 代表取締役社長 鳥越 慎二
(コード 8769 J A S D A Q)
問合せ先 管理本部長 筒井 努
(TEL. 03-5794-3800)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年6月6日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月24日開催予定の第16回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

社外取締役及び社外監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第30条（取締役の責任免除）及び第42条（監査役の責任免除）にそれぞれ第2項を新設するものであります。

なお、定款第30条（取締役の責任免除）第2項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成26年6月24日
定款変更の効力発生日	平成26年6月24日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者も含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第31条～第41条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除) 第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者も含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第31条～第41条 (現行どおり)</p> <p>(監査役 of 責任免除) 第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>